

高齢者虐待防止のための従業者に 対する研修「事例検討」

令和7年度 日向市介護サービス事業者集団指導

日向市 健康長寿部 高齢者あんしん課 介護認定係

虐待防止のための従業者に対する研修の実施

本集団指導では、研修の一環として「事例検討」を行い、実際の高齢者虐待やネグレクトの事例を通じて、早期発見・適切な対応方法、多職種連携の重要性について理解を深めていただきます。

これにより、利用者の安全と尊厳を守るための具体的な知識とスキルの習得を目指します。

事例検討①：在宅利用者における高齢者虐待「身体的虐待」

(1)対象：地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、地域密着型通所介護

(2)ねらい：

- 利用者の生活全般や介護環境を把握し、虐待の背景にある介護者の状況やストレスを理解する。
- 介護保険サービスの利用状況や支援の隙間を確認し、必要なサービス調整を検討する。
- 早期発見のための日常的な観察ポイントや通報体制の強化を話し合う。
- 多職種連携の役割を認識し、地域包括支援センターとの連携方法を確認する。

事例検討②：在宅利用者における高齢者虐待「ネグレクト」

(1)対象：（看護）小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(2)ねらい：

- 利用者の生活環境や健康状態の変化に注目し、ネグレクトの兆候を見逃さない観察力を養う。
- 介護者の負担や支援不足の背景を把握し、レスパイトケア等の支援策を検討する。
- 訪問時間やサービス内容の適正化、利用者の安全確保に向けた具体的な対応策を話し合う。
- サービス提供者間の情報共有と連携体制の整備を確認する。

事例検討③：「養介護施設従事者等による身体的虐待・心理的虐待」

(1)対象：認知症対応型共同生活介護

(2)ねらい：

- 職員の勤務状況やストレス要因、職場環境を把握し、虐待発生の原因を分析する。
- 利用者の身体的・精神的状態の変化を詳細に検討し、安全確保のための具体策を議論する。
- 施設内の監視体制や職員教育の現状を評価し、改善策を検討する。
- 施設内での情報共有の方法や緊急時の対応フローを確認する。

在宅利用者における高齢者虐待「身体的虐待」の事例検討をしましょう。

【利用者情報】	<ul style="list-style-type: none">● 80代女性。● 一人暮らし。● 認知症の診断を受けており、日常生活に一部介助が必要。● 長男が主な介護者であるが、介護経験は浅い。
【虐待の内容】	<ul style="list-style-type: none">● 介護者の長男が、介護のストレスや疲労から、利用者に対して怒りを爆発させ、手をあげるなどの身体的暴力を振るっていた。● 具体的には、叩く、押し倒すなどの行為があった。
【発見経緯】	<ul style="list-style-type: none">● 通所介護のスタッフが、利用者の腕や背中に複数のあざや傷を発見。● 利用者からは「息子が怖い」との言葉も聞かれた。

虐待防止のための従業者に対する研修【事例検討①】

検討事項	検討内容
発見のきっかけ	<ul style="list-style-type: none">・ 今回の事例では、どのような状況や変化が虐待やネグレクトの発見につながるか？・ 利用者や周囲のどのようなサインを見逃してはいけないか？
介護者の背景	<ul style="list-style-type: none">・ 介護者のストレスや負担はどの程度で、どのように把握していくか？・ 介護者の知識や環境の問題が虐待の原因になっているとすれば、どのような関わりが必要か？
利用者の安全確保	<ul style="list-style-type: none">・ 利用者の安全確保のためにどのような緊急対応が必要か？・ どのタイミングでサービスの変更や追加を求める必要があるか？
連携体制	<ul style="list-style-type: none">・ 関係機関との連携を適切に行うにはどうしたらいいか？・ 関係機関と連携不足があった場合、どのように改善すべきか？
予防策	<ul style="list-style-type: none">・ 今回の事例を踏まえ、どのような予防策や支援体制が有効か？・ 介護者や利用者に対して、どのようなフォローアップが必要か？

虐待防止のための従業者に対する研修【事例検討②】

在宅利用者における高齢者虐待「ネグレクト」の事例検討をしましょう。

【利用者情報】	<ul style="list-style-type: none">● 80代男性。● 妻と2人暮らし。● 要介護3認定。● 1週間に1回、通所介護（デイサービス）を利用しているが、自宅での生活が中心。● 認知機能は軽度の低下がある。
【ネグレクトの内容】	<ul style="list-style-type: none">● 利用者は訪問介護での支援を受けているが、主介護者である妻の介護負担が大きく、介護サービスの利用時間外には十分なケアが行われていない。● 食事の準備や服薬管理が不十分で、利用者の栄養状態が悪化。● 自宅の清掃や衛生管理も行き届かず、生活環境が劣悪な状態となっている。
【発見経緯】	<ul style="list-style-type: none">● 通所介護のスタッフが利用者の体調不良と生活環境の悪化に気づき、訪問時に異変を確認。● 利用者本人から「家での生活が辛い」という訴えあり。

虐待防止のための従業者に対する研修【事例検討②】

検討事項	検討内容
発見のきっかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護スタッフがどのような異変に気づき、どのタイミングで相談すべきか？ ・利用者本人や家族からの訴えはあったか？
介護者の背景	<ul style="list-style-type: none"> ・介護者（妻）の負担の実態やストレスの状況をどのように把握するのか？ ・介護保険サービスの利用時間外でのケアの状況の把握はどのような方法があるか？ ・介護者の支援ニーズや支援体制の課題は何か？
利用者の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の栄養状態や健康管理の課題は何か？ ・生活環境の改善に向けてどのような対応が必要か？ ・サービスの追加や調整は適切に行われたか？
連携体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジャー、通所介護、地域包括支援センターなど関係機関との連携状況は？ ・情報共有や役割分担に課題はなかったか？
予防策	<ul style="list-style-type: none"> ・介護者の負担軽減に向けたレスパイトケアなどの相談支援はどのように図れば良いか？ ・定期的な訪問や面談での早期発見体制はどのように整えれば良いのか？ ・介護保険サービスの利用状況や効果的な活用方法をどのように検討すべきか？

虐待防止のための従業者に対する研修【事例検討③】

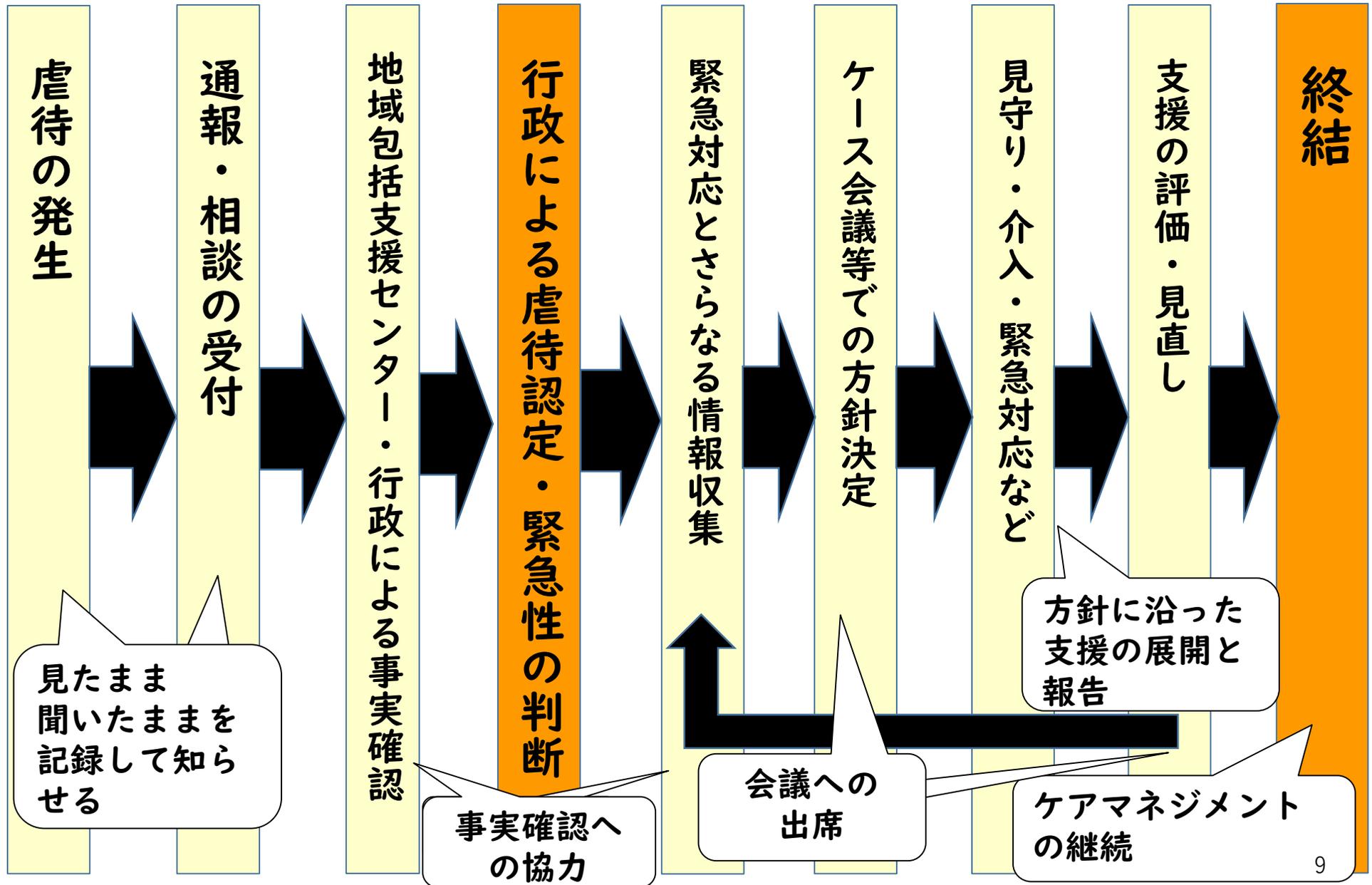
施設利用者における高齢者虐待「養介護施設従事者等による身体的虐待・心理的虐待」の事例検討をしましょう。

【利用者情報】	<ul style="list-style-type: none">● 80代女性。● 認知症あり。● 要介護2認定。● 施設入所中。● 日常生活はスタッフの支援を受けている。
【介護スタッフ・施設の背景】	<ul style="list-style-type: none">● 介護スタッフは、介護技術や認知症対応の知識が不十分で、適切なケア方法が理解されていなかった。● 施設は、職場内の指導・フォローアップ体制が弱く、職場の人間関係やコミュニケーションに課題があり、相談しにくい環境がある。
【虐待の内容】	<ul style="list-style-type: none">● 介護スタッフの一部が利用者に対して、移動介助の際に必要以上に力を加えて押したり叩いたりするなどの乱暴な行為がある。● 「何度言わせるの」「いい加減にきなさい」などの叱責や怒鳴り声をあげる。
【発見経緯】	<ul style="list-style-type: none">● 他のスタッフが利用者のあざや、歩き方や体の動きがぎこちない様子に気づく。

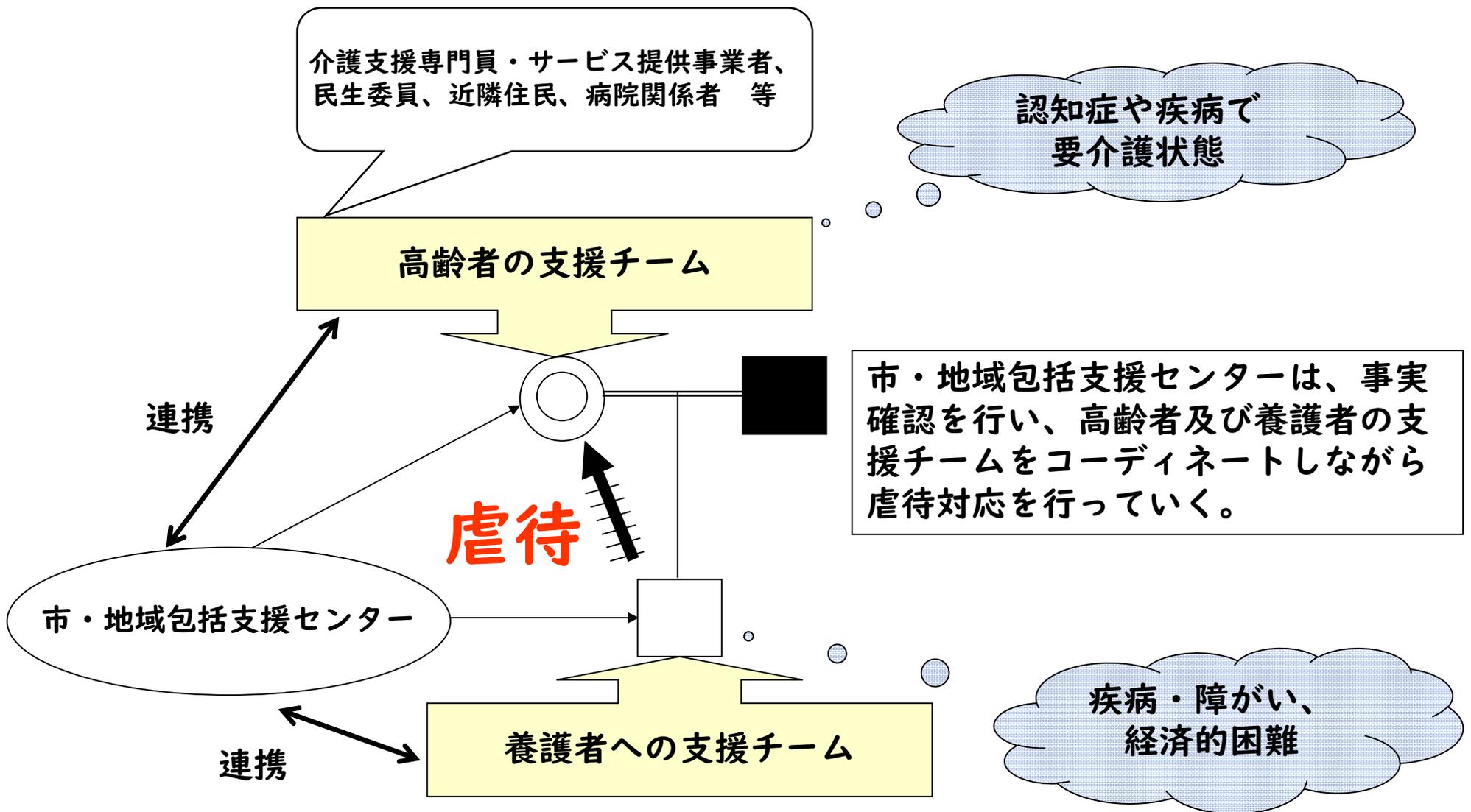
虐待防止のための従業者に対する研修【事例検討③】

検討事項	検討内容
発見のきっかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・どのような状況やサインで虐待が発見されたか？ ・施設内のどのような観察や報告体制が機能するか？
介護スタッフの背景	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待を行ったスタッフの勤務状況やストレス要因をどのように把握するか？ ・職場環境や教育体制はどのように係る必要があるか？
利用者の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者の身体的・精神的安全はどのように確保されたか？ ・再発防止に向けた具体的な措置はどのようにとるべきか？
連携体制	<ul style="list-style-type: none"> ・施設管理者、市役所、地域包括支援センターなどとの連携状況はどのようにすべきか？ ・入居者の安全や安心のために必要な入居者の情報を職員全体にどのように情報共有すべきか？
予防策	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修はどのように実施すれば良いのか？ ・虐待を早期発見するための体制や風通しの良い職場環境づくりをどのように進めていくべきか？

高齢者虐待対応の流れ



養護者による高齢者虐待の対応イメージ



● 事実確認とは

- 高齢者虐待に関する「客観的事実」の確認を行う調査のことで、通報があれば必ず市の責任で、行わなければならないもの。

※裏付けをとっていく作業→記録が大切

【事実確認の内容】

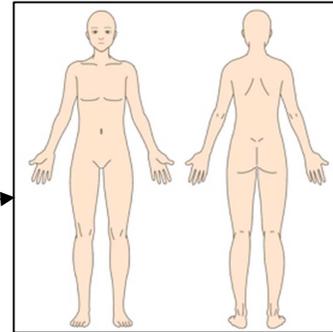
- 高齢者の安否確認（直接目視が原則）
- 虐待に関する情報、高齢者や養護者等の意向や状況の確認
- 関係機関からの情報収集

高齢者虐待対応の流れ [虐待に関する情報提供と秘密保持]

- 保健医療福祉関係者には、市、地域包括支援センターによる「**事実確認**」（高齢者虐待防止法第9条第1項）に**協力する必要がある**（同法第5条2項には保健医療福祉関係者への協力義務規定あり）
- 場合によっては、個人情報保護法の例外規定に該当する。
- 虐待に関して知り得たことは漏らしてはならず（同法17条2項）、漏らした場合には罰則（同法29条）が適用されると解釈されている。

● 写真に撮る場合。

- 本人の了承を得ることが原則ではある。
- 本人の了承が得られそうでも、養護者に「写真を撮られた」等と伝えることが予測される場合は要注意。
- データの保存、取扱いに注意。



● 画を描く場合。

- 身体図などを使用して部位を正確に
- 傷・あざの状態は形状、長さ、範囲、色などを詳細に描く。
- 医療職の記載であるとなお良い。

● 言語での記録の場合。

- ありのままに「
」で生の言葉を記録する。

高齢者虐待対応の流れ [関連条文：個人情報保護法の例外規定]

個人情報保護法における利用目的による制限（第16条）・
適正な取得（第17条）・第三者提供の制限（第23条）の例外規定と
高齢者虐待における解釈例

1. 法令に基づく場合

→ 高齢者虐待の通報(第7条.21条)、事実確認等(第9条第1項)、立入調査(第11条)において必要な調査又は質問を行う場合

2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である時

→ 虐待により本人の生命等を保護するため対応が必要であるが、本人が意識不明又は認知症により同意の確認が困難な場合等

地域包括支援センターなど

高齢者虐待防止法9条1項

3. 略

4. 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

→ 高齢者虐待防止法に基づき、区市町村と地域包括支援センター、および各関係機関がネットワークを組んで対応する場合

高齢者虐待防止法5条
2項保健医療福祉関係
者の協力義務

- 緊急対応の必要性があるかを意識して確認する。
 - 救急対応が必要な状態か？
 - 体調不良等（脱水症状、低栄養、体重減少等）がないか？
 - 人格や精神状態の歪みが生じていないか？
 - 本人から保護の訴えがあるか？
- ⇒養護者がいる時といない時等、意向を確認する際は、意思表示しやすい環境等の配慮も必要がある。

表情や顔色等の「見た目」だけでなく、

「反応」を見ることが大切

「会話をすること」「以前の状態との比較」も有効である。

◆ サービス担当者会議

- ケアプラン原案を作成し、サービス調整を行った後、サービス担当者を集めてケアプランの内容を検討する会議。
- 利用者や介護する御家族の出席を基本とし、その意向に基づいて、プラン内容を決定していく。

◆ 虐待対応ケース会議

- 高齢者虐待防止法の「法的責務」に基づいて立てられる支援計画について話し合う。
- 虐待を解消するための課題に着目し、関係する機関の具体的な行動計画を策定する（会議には原則、本人も家族も出席しない）

- 介護支援専門員や介護サービス事業者は、契約に基づいて関わり、高齢者の**日常を支えるケア**を担当
(虐待対応中もケアを担当)
 - 高齢者虐待防止法における発見努力義務・通報義務、支援協力及び連携の役割
- 市・地域包括支援センターは、高齢者虐待防止法の法的責任に基づいて関わり、**虐待を解消するための支援**を担当
(ピンポイントの関わり)
 - 虐待対応における事実確認、虐待の事実の有無や緊急性の判断、支援計画の策定は、地域包括支援センター・市の役割

目的は「高齢者の権利擁護」

- ◆ 長期にわたる対応で支援者が疲れてしまう。
- ◆ 養護者が問題を抱えていることが多く、養護者支援が対応の中心になりがちである。

護るべき権利を見誤らない

支援する側が安心できるかどうかではなく、
養護者の声にひきずられることなく、
高齢者本人の権利が擁護された対応

虐待防止のための従業者に対する研修の実施

研修は年1回（施設系は2回）以上、定期的を実施し、新規採用時にも実施する。

- 研修の実施内容は記録する。（日時、場所、出席者、議事内容等）
- 研修の実施は事業所内での研修で差し支えない。

MS&ADインターリスク 介護施設・事業所における虐待防止研修

【研修プログラムの使い方】

https://www.irric.co.jp/pdf/reason/research/2020_welfare_ap_2.pdf

【研修担当者及び司会資料】

https://www.irric.co.jp/reason/research/2020_welfare_ap_doc/index.php

【学習者用視聴動画】

Step I 【A】

https://www.irric.co.jp/reason/research/2020_video_a/index.php

Step I 【B】

https://www.irric.co.jp/reason/research/2020_video_b/index.php

公益財団法人 東京都福祉保健財団 小冊子(『その人らしさ』を大切にしたケアを目指して)

https://www.fukushizaidan.jp/wp-content/docs/105kenriyogo/oyakudachi/s_housasshi.pdf



高齢者虐待は“だめ”や“ってはいけない”、そう言われても、どうケアすれば良いか分からないこともあります。この小冊子で、「虐待とは何か」「どう取組めば虐待を防げるのか」を具体的に学び、虐待防止の「はじめの一歩」を共に踏み出しましょう。